

京都市大學經濟學會 經濟叢論

第五號

第三十三卷

昭和六年十一月一日發行

論叢

景氣徵候論について

魚食論

英國の重農主義者

時論

赤字財政と對策

平價切下論を駁す

研究

カツセル教授の貨幣數量説の實證の吟味

獨逸大銀行と中小工業金融

金數量説に就いて

説苑

ケインズの基本的均衡關係

世帯統計に就て

貸借對照表の基礎的考察

老齡船の處分に就いて

附錄

新着外國經濟雜誌主要論題

（禁轉載）

文學博士 高田 保馬

法學博士 財部 靜治

經濟學博士 堀 經夫

法學博士 神戶 正雄

經濟學博士 沙見 三郎

經濟學士 柴田 敬

經濟學士 楠見 一正

經濟學士 松岡 孝兒

經濟學士 中谷 實

經濟學士 岡崎 文規

經濟學士 熊本 吉郎

經濟學士 佐波 宣平

時

論

赤字財政と對策

神戸 正雄

緒言

今日の經濟界は不景氣時代であり、財政からいふと赤字時代である。私は赤字財政といふて、之を特徴づけやう。今日の經濟人の悩みは不景氣であり、財政の悩みは赤字である。我邦亦た其數に漏れないが、歐米諸國の中には其爲め我邦以上に困り抜いて居るものが少くない。獨逸の賠償金問題も之が爲めに起り、英國の金本位停止も之が爲めに起つた。一體、此不景氣が如何に長くつづくか、其は今豫測するを許さぬが、兎も角、此が原因する所は深く且つ廣く、之が恢復は決して容易でない。又た、一國の力のみにては到底之を挽回し得ず、各國の協力に待たなくてはならず、而かも此協力が却々容易でなく、結局我邦としては其立場にて爲し得べきものだけを爲すに止まることになる。何れにしても、近年のやうに不景氣となると、歳入の自然減収が大きく、

經費を之に適合せしめることが六つかしくなり、豫算施行の結果は赤字を生ずることなきを得ず、豫算編成に當りては到底、若干の起債豫定をもしなくてはならず、非募債主義の固守が困難になる。此時代の財政の特徴と之が對策を攻究するのは、今日の時勢下に興味あることでなければならぬ。仍つて下之についての考究を試みやう。

第一段 不景氣時代の財政

赤字財政といふはむしろ結果から見て、人をして解し易からしめんが爲めに用ゐた詞だが、もと正しくいふと、不景氣時代の財政といふべきである。此時代の財政の特徴は、一方には歳入の減退であり、他方には歳出の之に追隨して適合することの困難といふことである。其次第を下に説明しやう。

(一) 歳入の減退¹⁾——不景氣時代の歳入の減退は徹底的である。前年又は過去數年平均の歳入數字を基礎として、其儘に、又は之に多少の斟酌を加へて見積られたる豫算は、實施の結果として、收入が之に達せぬやうになる。斟酌のしやうに依りては此事なきを得しめられるやうでもあるが、其を適切なるものとすることは六つかしく、財政當局としてはかかる際には收入は出来るだけ多く見積つて、兎も角も豫算だけなりとも辻褄を合せたい心理も働いて、結局、右のやうな結果に歸着せしめる。まして、前年の數字を其儘、又は前數年の平均を其儘採用する場合には、不景氣といふ下り坂の時代には、實收が豫算よりも少いことにならなければ濟まぬ。かくして結局赤字

1) Munzer, Dynamischer Staatshaushalt? S. 23 ff.

を生ずる。此の如き歳入の減退は、官業官有財産收入のやうに、政府の直接なる營利收入にありては最明かに之を生じ、租税其他の公課の如く、國民の企業及經濟の上に立つて、其收入の一部を二次的に收納するものとても、國民の企業及經濟が不景氣によりて退却する限り、少くとも間接に同一影響を受けなければならぬ。そして其は大體、直接税よりも間接税に於いて著しい。²⁾ただ、例外を成すのは、我邦の地租のやうに、課税物件も殆んど動かす、課税標準の固定（新制度にては十年間）するものにては、減收といふことなくして濟み得るといふことである。併し其れも財政上都合が良いただけ、爲めに人民が困まつて居るのであつて、大な犠牲を拂はせて行はれて居るといふ無理が存して居るのである。其點は後に、も一度説く。

(二) 歳出の減退

(A) 減退すべき歳出——歳出も齊しく不景氣時代に減退の傾を有つ。自然的にも減退するのみでなく、人爲的にも良く減縮し得るものは、實に歳出の中についても物件費であり、¹⁾建築費の如きは其最たるものであり、備品費消耗費なども之に次いで同しである。不景氣の爲めに物價及勤務價の低下となり、必然に此物件費を減少せしめる。随つて豫算の時に、相當に斟酌して前年又は前數年平均のよりも小さく見積つて差支なく、之を斟酌しなかつたとすれば、自然にも剩つて來る尤も此際、行政當局としては、豫算のあるに任かせて、其れだけ一層立派なものを作り、又は一層大なものを作るといふ風にもなり勝だが、随つて何にも剩りを生ぜぬことにもなるが、其は、かかる不景氣時代で、一般國民の困つて居る時には、以ての外の不都合であり、決して、かく豫

2) Tyszka, Fw. 2. Aufl. s. 79.

3) Tyszka, ebenda, s. 95. Roscher, Fw. 5. Aufl. II. s. 13.

4) Munzer, a. a. O. S. 35.

定よりもより大な又はより立派なものを作つてはならない。其豫定を飽迄も嚴守しなければならぬ。のみならず豫算に際しては、前年に於けるよりも一層緊縮の態度を持し、前年の同種のものよりも一層切詰めて物を作り又は調達するやうにするのが至當であり、此が政府の國民に對する義務であり、そして此の如き人爲的の緊縮努力には恰も物件費が適當なるものなのである。

(B) 固定的なる歳出——歳出の中には動かすことの六つかしいものがある。假令、絶對不動とはいへないにしても、之を動かすことの六つかしいものがある。斯の如きものとしては人件費を數へることが出来る。人件費とも物件費ともつかぬとも見られ得る義務費(註二)も大體同じであり、此方が人件費よりも一層動かし難いともいへる。人件費、其重なるものは俸給だが、其はかかる不景氣で歳入の減退時代には、進んで減俸令を布くことも出来、其にて之を引下げ得るとはいへるが、併し實際には之を上げなくてはならぬときにも、容易に之を引上げず、漸く物價の騰貴に後れて引上げられ、其引上げられた率も物價に追隨することが六つかしいのが、むしろ特に我邦などの例であり、随ふては今、物價が下つたからといふて、直ちに、其の下つたと同しだけ下げるといふことも出来兼ねる。特に俸給を上げる方は良いが、下げる方は官吏心理に不良なる影響を及ぼし、怠慢不忠誠を伴ふ弊もあるから、出来るだけ之を差控へ、之を斷行するにしても物價の下り、歳入の減するのよりは時間的にも後らされることになり、其引下げ率も此等のものの低減率よりは小さく定められるのが穩當であり、随つては此人件費の減少は、歳入の減退に追隨が出来ない。尤も我邦在來の方法のやうに、長き時の距りを以て或は俸給を上げ或は之を下げるのでは、

5) Bela Földes, Fw. 2 Aufl. S. 102.

6) Munzer, a. a. O. s. 35.

到底不公正の結果しか得られぬから、一層のこと、物價指數を基準として、俸給を動かしては何うかとも考へられるが、之を初めると、藏入出の諸方面に同様の必要がありとせられ、財政の根本的改造ともなり、實現は容易でない。其れで在來の仕方に依ると、右のやうになつて、人件費は動かしても、大したことは出來ず、殆んど不動に近くなる。或は俸給率を其儘として官吏の人員を減じて人件費を少くしては何うかともいふが、此れ亦た、恰も不景氣の失業者洪水時代には何うも適切でない。義務費中にても、特に公債の利拂の如きは借替によりて減少する餘地があるかも知れぬが、其とても不景氣、投資難の時代には金融資本家の苦情が出て、財政家に餘程の勇氣と信念とがなくては實行出來ぬ。却つて失業救済等の名に於ての起債が之を増加するのに苦しまなくてはならず、此が假令減少せずとも、増加しなければ、むしろ仕合とする位である。

(註一) レプケはいふ。人件費物件費の區別は網羅的でなく、其何れにも入らぬ經費が別にある。其は(1)公債の元利拂及戰償金の支拂、(2)私人への年金、補助金、賠償金、(3)補助金、(4)下級公共團體への交付金だ。假りに此等のものを義務費といふて包括して置く。

(C) 増加すべき歳出——歳出の中には不景氣時代に却つて否でも應でも増加しなくてはならぬものがある。即ち前年よりも切詰めることの六つかしく、却つて益々増加するの外なきものがある。著しきは社會費、次ぎには産業助成費である(註二)。後者の如きはかかる場合に常に増額要望の聲をきくけれども、或は之を取り上げぬといふことも出來、其れでも忍ばれる。けれども此不景氣、失業者洪水の時代に社會費、特に失業者救済の爲めの費用は増加されなくてはならず、之を抛つて置くことは出來ない。特に例之、英國などのやうに失業保險の國家的制度があるときには、

7) Röpke, Fw. S. 48.

8) Munzer, a. a. O. S. 33.

其は法律を變へぬ以上は、失業者の増生と共に、其豫想以上の發生と共に、豫算を超過したる國費をも出さなくてはならぬことになる。

(註二) 此社會費産業助成費は、前記の人件費、物件費、乃至は義務費と重複する。其の可なり多數のものが、義務費中の補助金等の形にて支出されることとならう。併し又、國の官廳に於ける人件費、物件費として支出されるものも少くはあるまい。

第二段 不景氣時代の財政策

右いふやうな不景氣時代の財政に處すべき策には應急策もあれば恒久策もある。其の實現の容易のもあれば、困難なものもある。今之を事項別に分類排列して、其に説明を加へやう。

(一) 豫算制度及財政計畫に關するもの

(A) 財政計畫に關するもの——としては。通例、財政にては豫算の外に、稍々長年月に亙りての財政計畫を立て、全き財政上の收支の見込を長期に亙つて行ひ、其辻褄の合ふやうにするものだが、其の收支の額は實は大體、現狀から推して往くだけであり、支出の方は大な突發事件の生ぜぬ以上、大して動かぬとしても、収入の如きは經濟界自然の變化によりて大に動かなくてはならず、其爲め、特に不景氣時代には不足で大に困ることになると共に、好況時には、ありあまつて困まるといふことにもなる。其れで此間の連絡をつけ、不況時にも財源を確立し得るやうに、別に景氣循環の統計研究を進めて、其成果を利用して、將來の收入動搖に關する見通ほしをつけることとしては何うかとも考へらるる。⁹⁾ 此事は出來れば、至極結構であること勿論だが、遺憾なが

9) Munzer, a. a. O. s. 41.

ら、此統計研究に未だ十分の信頼を置くことは出来ぬ。だからして問題は將來にかかり、恒久的の困難豫防策としての價值も、今の處は乏しい。

(B) 豫算に關するもの

(い) 豫算期間を數年制に改めること¹⁰⁾——豫算期間即ち會計年度を數年制とすることも確かに、今日のやうな困難を除くに役立つ恒久策である。由來、大國にては、そして我邦も同じだが、豫算の期間は一年制となつて居る(註三)。其にて收支を整理し、随つて、今日のやうな不景氣年に際會すると、年度内の收入にて支出を充たし得ぬことになる。けれども此が若も、三年、四年、六年といふやうに長き年を一期間とすれば、可なり¹¹⁾に期間内の收支に融通が出来て、或年の不足を他の年の餘剰にて充たし得る筈である。併し此數年制となると、議會の財政監督が不完全になるのみならず、事情の變化するに應じて、收支を變化させずといふので事情に不適切となる。さりとて此變化に豫め見込をつけ之に適切なやうに見積らうとしても、其は到底六つかしいといふことがあつて賛成し兼ねる。¹²⁾又此が假りに採用されたとしても、其は他日の同様の困難を救ふには役立つが、今日の目の前の困難を救ふには大しては役立たぬ。

(註三) 尤も大國にても、例之、佛國にては一九〇六年、一九一〇年に、二年制を布かうといふ案が出た。一九二三年にもボアンカレーが二年制を希望したといふことだ。それから獨逸ではビスマルクが帝國に二年制を行はうとしたが、其は成功しなかつた。バイエルンにては嘗て六年制のことがあり、ザクセンは一九一九年までは二年制であり、バーデンが一九二二年以來、再び二年制を採り大戰前に三年制がザクセンチューリンゲンにあり、四年制がシュワルツブルグゾンダーハウゼンにあつた。¹³⁾

10) Munzer, a. a. O. s. 42.

11) Eheberg. Fw. 18 & 19 Aufl. S. 536.

12) Roscher. a. a. O. s. 383-384. Eheberg., a. a. O. s. 536. Moll, Lehrbuch. S. 76 77. Terhalle. Fw. s. 24. Bastable, public finance. 3 ed. p. 737. Allix, Traité élémentaire. 5 éd. p. 193.

13) Allix, l. c. p. 198. Bela Földes, a. a. O. s. 76. Moll, a. a. O. s. 77. Munzer.

(ろ)二元的豫算制度を樹立すること——其は實は前者の變體でもあるが、豫算を二分して一を永續又は不動豫算と爲し、他を變動豫算と爲して、前者にては稍長き期間を其年度とし、後者にては一年制として往かうといふので、其れでも或度まで今日のやうな困難を救ふことは出来る。即ち此にて今日のやうに歳入の自然減收の多きときに際しては、第一種のものにては歳出を少々緊縮するだけにて、長き年月の間に亙りて財源の調達融通がつき、第二種のものにては收入減に應じて思ひ切つた節減を行はうといふのである。併し此制度を今行ふて今の困難を救ふには足らぬのみならず、假りに此が前方から存在して居つて、今日に際會したとしても、さて恰かも此制度の下に變動豫算中に入れらるべき土木事業費の如きものが、此際には緊縮し難く、却つて失業救済として一層増額しなくてはならぬといふ不都合を生ずるし、又、不動豫算に於ける經費を充たすに十分なる收入が、假令、他の年との間に融通されるにもせよ、得らるるや覺束なく、此に於ける經費とても之を此際緊縮しない譯には往かず、又かくして豫算を全く二のものとして豫算統一を破ること自身にも問題が存しなければならぬ。

(C)豫算及財政計畫に關するもの——にては準備金の蓄積を爲すといふことがある。¹⁴⁾此は長い年月に亙つての即ち數年制豫算制の目的の一部を達し、財政計畫に於ける景氣變動考慮の目的をも達する。即ち此にては順年に剩餘金を生じるとき、之を積立て置きて、逆年に至つて豫算に組み込み使用しやうといふのである。之あるによりて不況年に、之なければ或は増税も行ひて不況を刺戟したであらうのに、かかる打撃を生ずることなからしめ、且つ之によりて好況時だからと

a. a. O. s. 42.

14) Munzer, a. a. O. s. 43.

15) Munzer, a. a. O. s. 46.

いふて政府に於て漫りに事業を起して、只さへ好況なのを益々助長して、爲めに物價騰貴に苦しむものの増加するが如きこともなからしめ、そして不況に際して民間事業の起らざる時には、むしろ政府事業を擴張して失業救済を行ひ、不況沈滞を或度まで抑止し、然らざれば生すべき困難を幾分なりとも救済しやうといふのである。而して元來、國家は國民經濟中の大消費者として、其經費を國民經濟上及社會上の考慮を拂つて出来るだけ各年に適切に分配すべきものであるから、¹⁶⁾此制度が此目的に合し、而かも不況時に財政收入の不足したのを救ふにも足るから、至極良き制度とも考へらるるが、ただ此制度には此基金が動もすれば濫用されるといふ心配があり其は打勝つべからざるものでないとしても、¹⁷⁾國家財政にては、不況時に際しても公債によりて處置することが客易な立場にあるから、平生からしてかかる積立を爲すを不得策とすることもあり假令之を相當に運用利殖するとしても、必要に應じて必要なだけを公債に依るに比して不經濟だと認められるから、あまり薦められない。¹⁸⁾ただ公債の起債につき不利なる立場にある地方財政には勧められる。又此が假りに良きものとしても、今直に之を行ふといふ譯に往かず、前から準備して居らぬ以上、急の間には合はぬ。尤も我邦にも現在若干の基金が特別會計の中にあつて同様の目的にも應ずるけれども、其は極めて微力なもので、今日の大な不足の足し前としては何の役にも立たない。

(二) 歳出に關するもの

(A) 歳出一般特に物件費の緊縮——かかる不況年には必要上、好況年に緩められたる經費を節減

16) Röppe, a. a. O. s. 50.

17) Munzer. a. a. O. s. 46.

18) Bastable, l. c. p. 614-617.

して引締めなければならない。此れこそは不景氣財政の最大の仕事であり、特に物件費の如きは物價下落に順應して引下げることが自然であるのみならず、其よりも一層に下げることをも工夫しなければならぬ。かかる必要時にありては、從來の使ひ慣れたる物の品質が優等には過ぎぬかも少し等級を落しても差支ないのではないか、從來使つて居る物の分量は多きに過ぎはせぬか、も少し減じ得るのではないか、又從來の購入の仕方に不經濟はなきかも、少し安く買入れる途がないのかといふことを考へ且つ其に従つて改むべきは改めなければならぬ。又其餘地はある。

(B) 人件費の緊縮——人件費は固定的だといふが、此も一方には兎角、行政は永年の間には陳腐となり、冗費を知らず識らず使ふことになり易いから、時々之を整理して能率を發揮せしめ經費を節するやうにすべきであるが、¹⁹⁾かかる必要時には特に之に注意して速かに行ふべきものは行ひ他方、俸給其ものは漫りに一率の引下を行ふては不穩當であり、恐らくは物價指數の如きものに基準を求めて自動的に上下し得る制度を定めて、官吏の心理上に満足を與へなくてはなるまい(註四)。或は英國法のやうに俸給を二分して、基本俸とボーナスと爲し、前者を物價に拘らず支給し、後者を物價指數によりて動かすとしても²⁰⁾良い。併し此俸給を物價に順應せしめる制度は、今之を行ふとしても、現在官吏の享くる地位を落すやうに定めることは難く、永久の制度としては是非とも考へなくてはならぬが、現在の困難救済にはあまりに役に立たぬ。で、人件費節約の爲めには前にいふた行政整理に依らなくてはならない。

(註四) ムンツァーが、近代國家は、將來、人件費を動的に成形することを避くる能はざるべしといふのは同感である。²¹⁾

19) National industrial conference board, The fiscal problem in New York State. p. 35-36.

20) Munzer, a. a. O. s. 50.

21) Munzer, a. a. O. s. 49.

(C) 景氣により影響せらるる經費の排除²²⁾——今日不況時代に財政の困まるのは、此時代歳入の減退するのに反して、却つて歳出中に増加するものがあるからで、此が財政の癌だから、之を取除いたら良いではないかといふのである。例之、社會費中、特に失業保險の爲めの政府の出捐、失業救済事業費の如きである。併し其は財政からいへば結構だけれども、國務の大局からしては六つかしい事である。我邦には偶々未だ失業保險の爲めの出捐がなく、立場は英國などに比しては大に樂である。

(D) 公債償還及利拂を物價に依るの制とすること——今日、歳入減時代に財政の困まる一の原因は、公債の元利拂として支出する貨幣が、借りたときの其よりも一層高い價值のものであるといふことであり、其は又不公平でもあるから、之を物價指數により相當に少きものを與へることにしては何うかといふ考がある。獨逸語で Sachweranleihen といふのは恰かも此趣旨の公債で、豫め債權者との間の契約にて之を行ふのであり、其例は獨逸にある(註五)。けれども之を我邦にて直ちに従來の公債に及ぼして、公債費を減少するといふことは行ひ難い。即ち目下の困難の救済にはならぬ。併し永久策としては考へなければならぬ一の問題である。此物價公債についても、獨逸の例のあるやうに一の特定物價に依るのでは、あまりに不公平になる恐があるから、行ふとすれば矢張り物價指數に依るが可からう。尤も此物價指數にも完全なる標準ではないといふ非難はあるが、併し比較的には良き制度であり、全く之を用るぬには勝るとして良い。

(註五) 其はザクセンの褐炭公債、メクレンブルヒシュウエリンの一九四二年までに償還すべきライ麥價值公債の如し。其

22) Munzer, a. a. O. s. 48.

23) Spitzmüller, Volkswirtschaft, Finanzwirtschaft und Geld. (Hab. d. Fw. I.) S. 83

の場合には、一噸の石炭、一チエントネルのライ麥等、一定物の當時の貨幣に於ける價值によりて償還せらるることとなる。²⁴⁾

(E) 減債基金繰入の一時中止——義務費とはいひ條、債權者との契約に依るのでなくて、國家の自由意思により法律にて定めた經費にして必要とあらば、法律を改正して減縮し得るものは減債基金繰入金の少くとも一部一時中止によることである。全部といふことは契約に支障を來たして出來ぬかも知れぬ。又永久といふには及ばぬ。此財政にとりて不利なる一時を凌ぐ爲めに、契約上の義務に支障なきだけの度にて、減債基金繰入中止を行ふのも、歳出減少の方法であり、此は此際行ふて良い。爲めに多少公債の價位を下げるといふ苦情はあるが、忍び得ることであり、又今日の如く貨幣價值の、借入當時よりも上つたやうなときに、契約の義務に屬する額以上に返すといふことは、國庫としては不得策なるのでなく、むしろ不公正でもある。

(三) 歳入に關するもの

(A) 歳入減少の防止策

(i) 課税標準を固定的のものとする——によりて不況年にも減收な

らしめることが出来る。²⁵⁾ 其は我邦の地租の如き制度としやうといふので、確かに其に有効ではあるが之を今直ちに他の租税にも行ふといふ譯には往かず又、既に存在するものについても、財政上には都合が良いけれども國民經濟上及公平課税の上からしては感心した制度といふことを得ない。²⁶⁾

(ii) 財産的課税を重くすること——も一の方法といはれる。といふのは、所得や収益や交通、

消費などに課する税は不況年に減收を生ずるが、財産元本を課税物件とする税は、かかるときにも減收が少いからといふにある。²⁷⁾ 成程、我邦の例によりても、相續税にて減收の少きを見るけれ

24) Moll, a. a. O. s. 273.

25) Munzer, a. a. O. S. 52.

26) Terhalle, a. a. O. s. 215.

27) Munzer, a. a. O. s. 52.

ども、併し此とても、財産評價の上からして自ら減收せざるを得ざることもなるし、特に、かかる減收の少きものは、恰かも不況年に國民にとりては堪へ難き負擔ともなるであらうから、其點からしても考物である。又、此財産課税は元來、租税體系中にも主幹を成すべきものではなく、唯だ補完的地位しか與へられないから、此によりて大した働きを望むことを得ない。

(B) 歳入増加の方策

(い) 一般にいふて——赤字を生じた又は生すべき原因が臨時的・一時的であつて、他日回復し却つて餘剩をも生ずべしとせられるだけにては公債に依つても宜しい²⁸⁾、此が永續的であり復活難と認めらるるだけにては租税の引上が選むべきものとなる²⁹⁾。それで今日の不景氣を何と見るかの問題になるが、其一部は一時的、他部は永續的と見るのが穩當であり、此を前提とするときには或度まで、尤も其は此不況時には困難で、大したことは出來ぬにせよ、或度までは矢張り、何等かの増税にも依り、そして大部分は恐らく公債の起債によることが避けられないであらう。正常な經常費の支辨の爲めには絶対に公債を避けなければならぬともいふが、其は普通時であり、非常的の處置としては一部、公債にて之に應じても差支なく、特に國費が經常費臨時費を不可分的一體として歳入の途を求める以上、そして臨時費が相當に存する以上、公債によりて經常費を充たしてならぬといふことは、實際には容易に逃げられ得る。

(ろ) 租税の引上——之が方法については他の機會に既に述べたから、茲には之を省いて置く。
(は) 公債の起債

28) Eheber, a. a. O. s. 546.

29) Eheberg, a. a. O. s. 543.

30) Jèze, Cours de finances publiques 1928-1929. p. 215.

(1)確定公債の利用——歳出に可及的の減縮を加へ、最早此上の引締めは困難であり、其だけの歳出は必要だとして、一時的に一兩年の間は之を充たす爲めに所與の歳入にては不足だとしたときには、其一時の不足を公債によりて充たすは少しも不當ではない。特に財政上の一大方針として、不況年には起債し、其を順況年に於ける剩餘(を濫費せずして)により償還するといふことにするならば、此にて此公債の義務履行は保障せられて、後日の累とならず、そしてかくして得たる公債収入にて政府事業が遂行され又は或度まで擴張さるるならば、物及勤務の需要を各年の間に或度まで平準して、不況時に民間の之が需要減退に依る打撃を緩和することも出来、それから好況時には政府がむしろ償還して起債せぬといふことは、彼にとりての起債不利の時を避けて、そして不況時に起債することによりて、其有利の機會を掴むものでもあり、當に國庫として有利のみでなく、往々にしては金融資本市場の希望にも合するを得る。

(2)流動公債の利用——流動公債の主たるものは大藏省證券であり、其は我邦にては年度内限りの不足充足方便となり、其償還は其發行年度の歳入にて爲すことになつて居るが、此に特例を開き、一定金額を限り(例之、五千萬圓限りとか)、或短き將來年(二年、三年といふ如き)まで繼續し得ることにし、其將來年に於ける餘剩となるべき收入にて償還し得るやうにすることも、或度まで、此際の困難を救ふ所以である。其例は外國にもある(註六)。勿論此を此際にて濫用してはならぬ。確かに濫用せぬといふならば、之を行ふことによりて、確かに或年度の、併し間もなく次年又は次々年に至りて救はるべき一時的困難を救ふことが出来る。ただ此には濫用の弊が伴ふを免れ

31) Munzer, a. a. O. S. 47.

32) Terhalle, a. a. O. s. 68 Colm, Volkswirtschaftliche Theorie der Staatsausgaben. s. 36.

33) Weyermann, Theorie des öffentlichen Kredits. (Hdb. d. Fw. II.) s. 574.

ぬから、之が利用には嚴重なる制限を置き、且つ責任を明かにする方法をも講じなくてはなるまい
(註六) 英國には無利子、割引發行に依る三月乃至十二月期限づきの Treasury bill と、利子附なる三年又は五年期限附きの Exchequer bonds とあり、後者が茲にいふものである。佛國にても一九二一年のには二年、一九二三年のには三—五年三—六—十年、一九二四年のには十年期限づきの大藏省證券 (bons du Trésor) がある。³⁴⁾ (數字の並んで居るのは、償還を債權者の選擇に任かすのである)。

結 論

以上要之、不景氣時代財政は赤字財政である。此時代に歳入は殆んど凡べてが減退しつつ、歳出には減退するものもあるが、固定不動的なものもあり、却つて増加するの外なきものもあつて不足が必然に生ずる。之を救ふのには、財政計畫、豫算、歳出、歳入の全體に亘りて改めなくてはならぬものが澤山にあるが、中には弊害があつて行ふことを躊躇するものもあり、かかる弊はなしとしても、今となつては手後れなものもあるから其等は別とし、今日にても行ひ得て弊少きものについては是非ともに着手しなくてはならず、かかる方法としては、經費特に物件費の徹底的緊縮、行政整理、減債基金繰入中止、或度の増税、公債の起債、大藏省證券の期限改正などを舉ぐることを得る。多少當面の對策とはなり兼ねるけれども、俸給(恩給)、公債、(租税)等にて物價指數基準法の採用といふことが問題として提出され、解決を待つ所である。敢て茲に附言する次第である(註七)。

(註七) 恩給、租税につき括弧をしたのは之を除外した意味ではなく、本文に説明してないから、特に他のものと區別しただけである。

34) Lotz, Schatzanweisungen. (Hdwb. d. Stw. 4 Aufl. VII.) s. 172—173. Allix. l. c. p. 325.